

結婚新生活支援事業補助金

若年層の婚姻に伴う新生活のスタートを支援します。

申請期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

詳細はこちらから



補助対象者	① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦またはパートナーシップ宣誓書を受理されたパートナーであって、共に 44歳以下 であり、5年以上居住する意思のある方 ② 世帯の合計所得が500万円未満である方 ※ ①と②の要件の両方を満たしている必要があります。
補助対象費用	住宅賃借料（6か月分までに限る。）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、住宅購入費用、住宅リフォーム費用、引越し業者または運送業者に支払った費用
補助額	① 夫婦またはパートナーが共に 29歳以下 の世帯 補助上限額 60万円 ② 夫婦またはパートナーが共に 39歳以下 の世帯 補助上限額 30万円 ③ 夫婦またはパートナーが共に 44歳以下 の世帯 補助上限額 20万円

奨学金返還支援事業補助金

奨学金の貸与を受けて進学した若者の奨学金返還を支援します。

申請期間：（認定申請）令和8年4月1日から令和9年2月26日まで

（交付申請）令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

詳細はこちらから

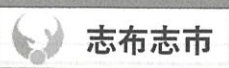


補助対象者	① 申請日時点 で市内に居住している（転勤・出向によるものは除く。） 34歳以下 の方であって、奨学金を返還している方 ② 正規雇用の労働契約に基づき就業している方、独立して自ら事業を営む方、自営業の方、農業等親元で就業している方、個人事業主に雇用されている方 ※ ①と②の要件の両方を満たしている必要があります。
補助額	補助上限額 24万円 ※ 前年度に返還した分を対象とします。繰上償還や利子を含みます。 年度の途中で本市へ転入・就業した場合は、その月の翌月から算定します。

松山町新橋地区、尾野見地区に、坪1万円の住宅用地分譲中！

・新橋地区 ●分譲面積／502.37㎡（約152坪） ・残り1区画 ●分譲価格／1,523,000円 ●所在地／松山町新橋6674番地5 ●交通／松山新橋バス停徒歩9分 松山ICまで2.2km（車で4分） 松山小学校まで徒歩15分	・尾野見地区 ●分譲面積／462.95㎡（約140坪） ・残り1区画 ●分譲価格／1,403,000円 ●所在地／松山町尾野見3014番地38 ●交通／志布志市街地まで10km 尾野見小学校まで徒歩15分 尾野見バス停徒歩7分
--	--

各種補助金の申請方法や詳細につきましては、志布志市のホームページをご覧ください。市役所窓口またはお電話でお問合せください。



【問い合わせ先】

志布志市役所 総合政策課 地域政策グループ
 電話：099-472-1111（内線443・444）